

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～



令和2年8月19日

岡山市消費生活センター
☎ 086-803-1109



今月は、独立行政法人国民生活センター越境消費者センター（CCJ）について紹介します。

ゲームアプリで遊んでいたら、突然「おめでとうございます。あなたはiPhone7のテストユーザーに選ばれました」というポップアップ画面が表示された。アンケートに答えれば、謝礼として、**送料1ドルでiPhone6をプレゼント**すると書かれていた。送付先の住所、氏名、メールアドレス、クレジットカード情報を入力したところ、見たことのないサイトの画面に切り替わった。後から受注メールが届き、毎月50ドル弱の会費がかかると書いてあった。どうしよう！！（越境消費者センター事例より）

当選!



👍 アドバイス

国内では手に入りにくい商品が購入できたり、国内より安く購入できたりすることから、海外事業者とのインターネット通販の利用が増加しています。しかし、言葉の壁や商習慣の違いから海外事業者との間でトラブルが起きた場合には、国内事業者より解決が難しくなる場合があります。購入ボタンを押す前に、もう一度利用規約など条件をしっかりとチェックしましょう。もし、トラブルにあったら、まずは近くの消費生活センターに相談しましょう。

越境消費者センター（CCJ）

海外から購入した商品で
こんなトラブルありませんか？



私たちがトラブルの解決をお手伝いします！

国民生活センター越境消費者センター（Cross-border Consumer center Japan: **CCJ**）とは、海外ショッピングでトラブルにあった消費者のための相談窓口です。独立行政法人国民生活センターが運営しています。消費者と海外事業者との間のトラブルを解決するため、アドバイスを行ったり、必要に応じて翻訳（英語のみ）等のお手伝いをします。是非お気軽にご相談ください。

<https://www.ccj.kokusen.go.jp/home> より

消費者トラブル相談（若者に関する相談で越境消費者センターを紹介した事例）

- Q 小学生の子どもが、スマホでオンラインゲームをして、高額な請求がきた。主な請求先はアメリカ業者だった。支払いを拒否できるだろうか？（母）
- A 通信業者に契約先を確認してください。請求先が海外の事業者である場合は、越境消費者センターに相談しましょう。（メールでの相談になります）

LINEで情報発信！

アカウント名：岡山市消費生活センター



岡山市消費生活センター



岡山市北区大供一丁目1番1号

（市役所本庁舎2階）

相談電話：086-803-1109

月～金 9時～16時（祝日、年末年始を除く）

※QRコードの商標はデンソーウェブの登録商標です。